

○辰野町交流促進施設の設置及び管理に関する条例

平成12年 3 月 21 日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、辰野町交流促進施設（以下「交流施設」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農山村文化と伝承技術の体験を通して都市農村交流を推進し、農山村地域の活性化を図るため交流施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
辰野町交流促進施設	辰野町大字横川2762番地1

(指定管理者による管理)

第4条 町長は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。

(利用基準)

第5条 交流施設は、次の各号の目的に利用することができる。

- (1) 農林業、農山村体験を目的とした余暇活動、研修、又はこれに係る準備、打合せ等
- (2) グリーンツーリズムの推進に係る会議、打合せ、研修その他の行事
- (3) 農業振興に関する会議、打ち合わせ、研修その他の行事
- (4) むらづくり、むらおこしに係る会議、打合せ、研修その他の行事
- (5) 食の健康拠点施設の営業に係る利用
- (6) その他指定管理者が適当と認めたもの

(協力団体の認定)

第6条 指定管理者は、次の各号の全てに該当する個人、団体より申請があった場合、審査し、グリーンツーリズム推進協力団体（以下「協力団体」という。）として認定することができる。

- (1) 町内在住者、又は町内在住者が3分の2以上で構成される団体等
- (2) 交流施設において、広く公募による一般参加者を対象とした農林業体験、ふるさと

体験の企画運営を主体的に取り組む意思のある個人、団体等

- (3) 辰野町が主催する農林業、ふるさと体験イベントに積極的に参加、協力する意思のある個人、団体等

(利用の許可)

第7条 交流施設を利用しようとする者は、利用の期間、目的を明示し、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、利用の目的が、第5条で定める利用基準に適合すると認められる場合、施設の利用を許可する。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは交流施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 施設における秩序を乱し、又は風俗を害すると認められるとき。
- (2) 施設を汚染し、又は破壊するおそれのあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他利用が不適當と認めるとき。

(利用料)

第9条 交流施設を利用しようとする者は、利用料を納付しなければならない。

- 2 利用料は、辰野町使用料条例（平成12年辰野町条例第39号）を準用する。

(利用料の減免)

第10条 指定管理者は、特別な理由があると認めたときは、利用料を減免することができる。

(利用料の還付)

第11条 指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、すでに納めた利用料の一部又は全部を還付することができる。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、交流施設の管理に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(辰野町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

- 2 辰野町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和53年辰野町

条例第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成12年条例第40号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。